



協会けんぽ 香川支部からのお知らせ


職場内で掲示
回覧ください。

接骨院(柔道整復師による施術)の適正受療をお願いします

接骨院にかかる時、健康保険が「使える場合」と「使えない場合」があります。正しいかかり方をご理解いただき、適正な受療にご協力をお願いいたします。

健康保険が使えます

- ☑ 外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫
- ※ 内科的原因による疾病は含まれません。
- ※ 骨折・脱臼は、応急処置の場合を除き、医師の同意が必要です。





健康保険は使えません

- ☑ 日常生活からくる疲れ、体調不良や単なる肩こり
- ☑ スポーツなどによる筋肉疲労
- ☑ 病気(神経痛・ヘルニア・五十肩など)
- ☑ 脳疾患後遺症などの慢性病
- ☑ 慰安目的のマッサージ代わりの利用
- ☑ 労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷


接骨院にかかる場合のお願い

1. 負傷の原因を正しく伝えましょう
上記のように健康保険が使えない場合もありますので、何が原因で負傷したのかをきちんと伝えましょう。
2. 療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ず自分で署名しましょう
3. 領収書は必ずもらいましょう
領収書は、無料で発行されます。金額などに相違があれば、協会けんぽまでご連絡ください。
4. 施術が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう
施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けましょう。

協会けんぽから施術内容についてお尋ねすることがあります

接骨院での施術内容が適切なものかどうかを確認するため、施術を受けた方に、協会けんぽから文書などで施術内容の照会を行う場合があります。受療の記録(負傷部位・治療日・治療内容など)・領収書などを保管していただき、照会がありましたら、ご回答くださいますようお願いいたします。



 **全国健康保険協会 香川支部**
協会けんぽ

各種申請書は郵送でご提出ください

〒760-8564 高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階
087-811-0570 (自動音声にてご案内しております)

香川支部
ホームページ



健康保険委員
(香川)



メルマガ募集



健診結果で「要再検査」・「要精密検査」・「要治療」と判定された方は、早めに医療機関を受診してください!

生活習慣病は進行しても自覚症状が現れにくく、放置すると脳梗塞や心筋梗塞などの命に関わる重大な疾病につながる場合があります。以下の基準に1つでも当てはまる方は、早めに医療機関を受診してください。

血圧	収縮期血圧 160mmHg以上 拡張期血圧 100mmHg以上	血糖	空腹時血糖 126mg/dl以上 HbA1c 6.5%以上(NGSP値)	脂質	LDLコレステロール 180mg/dl以上
	動脈硬化が進み、血管が詰まったり破れたりする危険性が高まります		高血糖の状態が続くと体内の血管を傷つけます		余分なLDLコレステロールが血管壁にたまって動脈硬化が進行します
	●脳梗塞 ●脳出血 ●心筋梗塞 ●狭心症 ●腎硬化症 など		●神経障害 ●網膜症 ●脳梗塞 ●腎症(人工透析など) ●心筋梗塞 など		●狭心症 ●心筋梗塞 ●脳梗塞 など

(医療機関の受診基準値)

健康診断の「要再検査」「要精密検査」「要治療」の判定は、病気の発症を防ぐまたはこれ以上重症化させないためのシグナルです。放置せず、かかりつけ医や身近な医療機関で受診してください。

事業主の皆さまへのお願い 健診結果から医療機関への受診が必要と判定された場合には、必ず受診するよう、事業主さまから従業員さまにお声がけいただくとともに、従業員さまが受診できるようにご配慮いただきますようお願いいたします。

かかりつけ医(薬局)をもちましょう!

病気になったり健康に不安を感じたときは、近くに普段の健康状態をよくわかっていて、気軽に相談できる医師・薬剤師がいれば安心です。今回は、「かかりつけ」をもつメリットについてご紹介します。



かかりつけ医

- 同じ医師に継続して診てもらうことにより、病歴、体質、生活習慣などを把握・理解したうえでの治療やアドバイスが受けられます。
- 詳しい検査や高度な医療が必要と診断された場合には、適切な医療機関や専門医を紹介してもらうことができるので安心です。

かかりつけ薬局

- 飲み残しや飲み方のわからなくなったお薬の整理や管理を相談できます。
- 複数の医療機関にかかっている方は、薬を一元管理してもらえるため重複処方を防げるだけでなく、飲み合わせなども確認してもらうことができるので安心です。

代表電話を自動音声にてご案内しております

お客様サービス向上のため、代表電話(087-811-0570)を直接担当部署につながるよう自動音声にてご案内しております。お問い合わせ内容別に、音声案内に従って番号をご選択ください。

- 1 傷病手当金、限度額適用認定証、任意継続などの各種手続きについてのご相談**
傷病手当金・高額療養費・限度額適用認定証などの保険給付、任意継続、保険証など
- 2 健康診断・保健指導についてのご相談**
生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など
- 3 交通事故・レセプト・返納金についてのご相談**
交通事故などが原因の保険証使用、労災への切替、レセプト、医療費のお知らせなど
- 4 健康宣言、ジェネリック医薬品、其他のご相談**



お詫びと訂正

令和5年5月号において「出産育児一時金が引き上げられました」について記事内容に誤りがございました。つきましては、下記のとおり訂正させていただきます。ご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

- 訂正箇所** 【出産育児一時金が引き上げられました】の金額部分
- (産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合は**40.8万円**)
 - (産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合は**48.8万円**)